

企画競争説明書

業務名称：カンボジア国電子基準点網全土整備計画準備調査

調達管理番号：22a00286

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章「2. 業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年7月6日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年7月6日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：カンボジア国電子基準点網全土整備計画準備調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2022年9月上旬～2023年6月下旬

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当メールアドレス：Kan.Kae@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 都市・地域開発グループ 第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年 7月 12日 12時
2	質問への回答	2022年 7月 15日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年 7月 22日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2022年 8月 2日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章「2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022

年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口
(outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) 日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納 ください。

- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- （2）本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「カンボジア国電子基準点網全土整備計画準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

カンボジアでは、2001年の土地法改正により私有地に対する権利保護への政府責任が定められ、国土管理・都市計画・建設省（Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction、以下「MLMUPC」という。）は、カンボジア全土を対象に土地の境界測量（地籍測量）の実施、土地登記簿への所有権登記、土地登記システムの運用を開始した。カンボジアでは現在でも、標石基準点を使用した多角点方式又はGNSS方式の測量が採用されているため、地籍測量の迅速化が頭打ちになっている。土地登記は所有権の明確化や土地開発の基礎をなすものであり、登記の遅れは、所有権をめぐる問題や、不動産取引の停滞及び新規の開発事業の遅延を引き起こすとともに、政府による土地取引税の徴収機会の損失にも繋がっている。

当国の最重要開発戦略である第四次四辺形戦略（2018～2023年）では、「都市化の管理強化」が優先課題とされており、開発用地の測量・地形図作成・土木工事等の効率的な実施が課題となっている。近年の堅調な経済成長に伴い、カンボジアではさらなるインフラ整備が求められている中、測量技術の近代化・迅速化は不可欠であり、これらの課題解決には、電子基準点を活用したGNSS測量（特に、ネットワーク型RTK方式の測量）を導入する事により、測量作業を効率化する手法が有効である。加えて、電子基準点の設置によりリアルタイム測位が可能となり、農機の自動制御等、様々な分野での新たな高精度測位サービスを活用したDXビジネスの創出も期待できる。

かかる背景をふまえ、MLMUPCは地籍測量の迅速化、及び高精度な測位サービス提供能力の実現に向けた技術協力を我が国に要請し、発注者は2021年より技術協力「土地管理及びインフラ開発のための電子基準点整備プロジェクト」（2021～2023年）を実施している。同案件では、電子基準点の導入（5点）、データセンターの整備、運営・維持管理能力の向上、及び高精度測位サービスの利活用促進のための協力を実施中であるが、同案件の対象地域はプノンペン、シェムリアップ、ストゥントレンの一部地域に限られている。地籍測量を更に迅速化させるためには、全土における電子基準点を活用したGNSS測量の導入が必要とされている。

電子基準点網全土整備計画（以下「本事業」という。）は、カンボジア全土において、測量の迅速化や高精度な測位が可能となる電子基準点網の整備、及びそれらを一体的に管理するためのデータセンターの機材整備を行うことにより、土地登記や土地取引の行政サービス強化を図り、もって当国の開発事業の促進に寄与するものであり、第四次四辺形戦略（2018～2023年）の流れを受けた優先度の高い事業と位置付けられる。同時に、様々な分野での新たな高精度測位サービスを活用した新ビジネスの創出など、測量分野の課題解決のみならずカンボジアの経済成長を一層後押しすることが期待される。

本協力準備調査は以上を踏まえ、本事業の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

第3条 プロジェクトの概要

（1）事業の目標

本事業により地籍測量の迅速化が図られ、土地登記にかかる行政サービスが強化されるのみならず、民間企業もユーザー登録することで電子基準点データを利用することができ、インフラ事業の促進に貢献する（本計画完成3年後で1200ユーザーを想定）。また、様々な分野での新たな高精度測位サービスの創出等、測量分野の課題解決のみならずカンボジアの経済成長を一層後押しすることが期待される。

（2）活動の概要

ア）施設、機材等の内容：以下のとおり。本調査で詳細確認する。

【機材】電子基準点（100点、詳細は本調査で確認）、
データセンター用機材（ソフトウェア、PC、サーバ等）

【施設】なし

イ）コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、調達監理、トレーニング（機材利用運用指導）、電子基準点網整備後の測地系統合（新座標系の適用及び旧座標系と新座標系の変換手法構築）のための技術支援等。詳細については本調査にて確認する。

ウ）調達・施工方法：機材はカンボジア現地調達又は本邦調達を想定。詳細は本調査にて確認する。

（3）対象地域

カンボジア国全土

（4）関係官庁・機関

国土管理・都市計画・建設省（Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction: MLMUPC）地籍地理総局（General Department of Cadastre and Geography: GDCG）

（5）本事業に関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

【技術協力】

緊急復興のための地図情報作成（1996-1998年）

シェムリアップ州及びアンコール遺跡公園地形図作成(1996-1998年)
地理情報整備調査(2000-2002年)
土地管理及びインフラ開発のための電子基準点整備プロジェクト(2021-2023年)

第4条 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提とし、本事業の背景、目的及び内容を確認し、事業実施に対する我が国無償資金協力の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理計画等の留意事項などを提案することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本調査は、カンボジア国で実施する本事業について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。原則、現地調査において、発注者がカンボジア国側と合意する協議議事録に基づいて実施する。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の方法

調査においては、①想定される事業内容の確認、無償資金協力制度を説明・協議し、概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、日本側関係者が出席する各段階の会議において以下の点につき、確認・報告する。

1) 第1回現地調査派遣前

調査方針、調査計画等を協議、確認する。

2) 第1回現地調査帰国後

現地調査の帰国直後に現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を作成し、帰国報告会にて説明する。また、帰国直後に設計・積算方針会議にて、本プロジェクト実施における調達方式を決定し、基本的な計画・設計・積算の方向性を協議、確認する。

3) 第2回現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を発注者に説明し、確認を得る。

4) 第2回現地調査派遣後

カンボジア国側と合意済みの「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を発注者に説明し、確認を得る。

（３）相手側負担事項に係る検討

先方負担事項の遵守について過去の案件の実績を調査し、先方実施機関の負担能力が本事業の円滑な実施に不十分と判断される場合は、その対応策の検討、もしくは該当コンポーネントを無償資金協力の範囲外とすること等も検討する。

また、本事業に伴い、運用維持管理に要する人員及び予算が増加することが想定されるため、人員の確保ならびに新規担当職員への指導、必要となる予算の確保を確実に対応することを合意する。

（４）関連事業の確認、成果の活用

カンボジアでは日本の協力により、1996年から2002年にかけて地理空間情報整備に関して、「緊急復興のための地図情報作成」、「シェムリアップ州及びアンコール遺跡公園地形図作成」や「地理情報整備調査」の協力を実施し、加えて2021年から「土地管理及びインフラ開発のための電子基準点整備プロジェクト」による電子基準点についての技術協力（プノンペン、シェムリアップ、スタウントレンに5点）を実施中である。本事業の計画策定にあたっては、これら関連事業の計画内容や成果、活用状況、課題・教訓等を確認・活用する。特に実施中のプロジェクト関係者とは入念な意見交換を行う。

（５）実施機関の運営状況

実施機関である国土管理・都市計画・建設省（MLMUPC）地籍地理総局（GDCG）の組織体制や職員数、予算、整備への関わりと役割、既存の基準点網、電子基準点等の設備の状況等について調査する。また、将来にわたり調達機材が適切に使用されることを確認するため、現在の実施機関の機材・人員体制・予算・運営維持管理能力・資産管理方法・スペアパーツの調達経路等の確認に加え、将来の維持管理計画方針を調査する。また、政治的環境の変化、人材の離退職等、本事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

（６）協力対象事業実施にあたっての留意事項

調達機材の維持管理に適切な機材整備計画を提案する。また、政治的環境の変化、人材の離退職等、本事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。本事業実施時の受注企業形態（①建設業者単独、②商社単独、③商社と建設業者のコンソーシアム等）について必要な情報を収集し、検討する。

（７）電子基準点の仕様の検討にあたっての留意事項

電子基準点の仕様の検討にあたっては、先方政府による電子基準点活用計画を十分に把握し、この活用時に必要となる電子基準点データが的確に配信できる電子基準点とすることが必要である。

（a）設置目的

電子基準点には、測量の基準という役割に加え、高精度測位環境の提供や地殻変動観測等の設置目的がある。本事業においては、まず第一に地籍測量の迅速化を念頭においているが、機材構成及び設置場所を確定するためには本事業がどのような設置目

的のもと電子基準点を設置するかを明確にする必要がある。設置目的に沿った期待されるサービスレベル（サービス範囲、精度、アベイラビリティ（サービス範囲において精度を満足するサービスが提供できるための電子基準点の運用点数条件）、継続性（サービス範囲において精度を満足するサービスが提供できるための電子基準点の運用継続条件）、インテグリティ（サービス範囲において精度を満足できない状態になってから利用者にサービス障害情報を公開するまでの時間）等）について、先行技プロで設置された5点の既存設備の利活用状況や、過去に設置され活用されなかったKOICAの電子基準点の課題を確認しつつ、整理する。また、整理結果を踏まえて、配点思想（全国均一の整備であるのか、首都プノンペンとその郊外地域に集中させて整備密度を上げるのか、州都を中心に整備するのか）を先方と確認・合意する。

(b) コンポーネント

電子基準点（100点を想定）、データセンター用機材（ソフトウェア、PC、サーバ等）、詳細はソフトコンポーネントとともに本調査で確認する。

また、本事業により整備される電子基準点の運用に係る先方の能力強化について、上記設置目的に加えてどのような能力強化を必要としているかを確認し、先行技プロとの連携方策も考慮した上で、本事業におけるソフトコンポーネントによる対応の必要性の有無、及び必要な場合にはソフトコンポーネントや新規技術協力による対応案を検討する。

(c) 設置場所/配点計画

先行技プロにて配点計画の予備的検討を実施機関側で実施済みである。本事業に必要となる先方負担事項の初期投資や運用維持管理費用を算出し、設置数に見合った予算の確保が可能かどうか確認する。維持管理費用が負担可能な範囲に収まらないことが想定される場合には、負担可能な電子基準点数を算出し、設置計画の見直しを行う。

また、設置のための条件（①上空視界の確保、②周囲の電波障害源の有無、③長期間の敷地使用可否や現地アクセスの容易性、④電源整備状況、⑤通信回線整備状況、⑥地盤強度、⑦洪水等の災害歴、等）を満たしているか、具体的な機材構成・設置形式や設置・接続工事方法と併せて現地を確認¹する。なお、維持管理や設置が困難な地域ではないことも確認する。

上記を踏まえて配点計画を策定する。

(d) 機材構成・設置形式

(a) (b) (c) をふまえて必要となる機材の仕様・数量を確定する。なお、カンボジアの事情を考慮し機材構成に影響を与えると考えられる事項（通信回線の整備状況など事項(c)の確認状況も考慮）についても併せて確認する。また、既存の電子基準点やデータセンターとの互換性の確認、及び既存の電子基準点導入時の実施内容（現地業者による設置工事実施の有無含む）、ならびに運用実績等の確認を行い、機材構成及び既存の電子基準点運用時の問題点とその対応策についても確認する。本事業で調達する電子基準点（受信機）は、先行技プロの機材やデータセンターと連携可能なもの、複数種類の測位衛星システムからの測位信号を利用可能とするもの（マルチGNSS対応）、及び我が国の準天頂衛星システムも活用可能なものとするを想定し、これらシステムからの測位信号を受信できるものとする。

(e) 実施方法

¹ 現時点で想定される効率的なサイト調査方法についてプロポーザルで提案すること。

入札参加資格要件(品質確保、守秘義務等)、品質管理方法(検査の役割分担と内容)、瑕疵範囲(瑕疵の定義)、予備的経費適用の範囲等についても調査・確認、検討を行う。

(f) データセンターの電子基準点データ利活用

第三国への電子基準点データ流出への対応が求められている。また、カンボジア及び日本の双方において、地籍測量の迅速化を含む電子基準点データの利活用促進方策の検討が求められている。機材仕様の検討の際、上記について留意し、これらについて先方政府とともに適切な方策について議論し、合意した上で、留意点や提言をとりまとめる。

(g) 整備・設置計画

電子基準点設置予定の全サイトを、本調査においてチェックリストを用いて効率的に調査する。その結果、不適格地であった場合には代替地を調査する。このため調査地点は100か所以上となることに留意する。なお、再委託調査については想定していない。また事業実施段階における整備・設置計画について、効率的かつ適切な質を担保し、設置・接続工事のチーム編成や地域毎の配分等も念頭に検討を行う。

また、本事業では具体的に以下の業務を行うことを想定していることを念頭に、技術的課題や予算・体制的課題等の有無について調査を行い、整理する。

- ・ 電子基準点用の機材調達と設置作業と衛星信号の良好な受信のためのチューニング
- ・ 設置した電子基準点とデータセンター間のデータ通信機能の確保とデータ送受信の遅延時間を最小とするためのチューニング
- ・ データセンター機能拡張用の機材調達と設置作業と電子基準点観測データの良好な受信のためのチューニングと観測データの良好な蓄積のためのチューニング
- ・ (設置当初の) 電子基準点及び付属票の座標値の算出
- ・ (定常解析としての) 電子基準点の「日々の座標値」算出のためのチューニング
- ・ 観測データ提供サービスによる良好なデータ提供が行われるためのチューニング
- ・ リアルタイムデータ提供サービスによる良好なデータ提供が行われるためのチューニング
- ・ ネットワーク型RTK用補正データ提供サービスにおける、良好な補正データの作成及びデータ提供が行われるためのチューニング

(8) 定量的指標の設定

定量的指標についてより分かりやすい検討が求められており、電子基準点データ配信サービスの利用登録数、測量作業に関する所要時間に加えて、さらに地籍測量以外の目的での利活用についても検討を行い、本事業により期待される定量的指標を複数提示する²。

また、定量的に説明できない効果については、定性的指標として検討して複数提示する。

(9) 環境社会配慮

本調査は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への

² 現時点で想定される定量的指標についてプロポーザルで提案すること。

望ましくない影響は最小限であると判断されるため、同環境社会配慮ガイドラインに基づくカテゴリーをCとしている。

(10) ジェンダーへの配慮

対象サイトでの調査・設計を進めるにあたり、電子基準点の設置であることから女性や子供等社会的弱者への配慮は必要ないものと考えられるが、社会的慣習等を確認し、必要があれば検討を行う。

(11) 設計・積算の実施

本調査において設計・積算を行うに当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」及び「同機材編（2019年10月）」、「設計業務等標準積算基準書」（国土交通省）及び「測量業務等積算資料」（国土地理院）に基づく。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。なお、設計・積算の精度は入札に対応できる精度を確保するとともに入札不調・不落とならないように必要十分な積算を行う。

(12) 報告書・提出物等の作成

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」（2022年6月改訂版）を参照する。その際、機密情報が含まれる可能性を考慮し、報告書の公開範囲を先方実施機関と確認する。

(13) 先方負担事項の確認

公租公課、免税措置、ならびにその他の先方政府負担事項については、その実施の手順及びスケジュールを含めて調査・確認し、実施可能性を判断した上で、先方政府と合意する。

第7条 業務の内容

現時点で想定される調査の内容は以下のとおり³。

(1) 国内事前準備

関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成し、JICAカンボジア事務所等を通じ、先方政府関係者に事前に配付する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

発注者からの参加団員と協力し、インセプション・レポート（我が国無償資金協力

³ 業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

スキーム、調査方針、調査計画、留意事項、便宜供与依頼事項、双方の役割分担など）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。また、事前に送付した質問票を回収し、内容を分析する。

（３）事業の背景・目的・内容の確認、整理

本事業の背景、目的、内容を確認し、社会経済条件、自然条件等の客観的データを収集した上で、本事業の必要性と妥当性及び協力範囲を検討・整理する。具体的な内容は以下のとおり。

１）電子基準点利活用に関する情報整理

ア）電子基準点の設置目的、同目的に沿った期待される利活用計画（想定されるユーザー、活用用途、サービスレベル等）を確認する。カウンターパート機関のみならず、ユーザーと想定される機関（政府、学術研究機関、民間、ドナー他）も訪問し、広く情報収集⁴する。特に、開発計画等については、本事業成果を利活用し得る計画やデータ等を中央・地方政府から収集・整理する。

イ）電子基準点データの提供に関する法制度等（特に、民間への一般提供や提供方法等）について情報収集・整理する。

ウ）GDCG自身による測位衛星を利用した測量業務（基準点測量や地籍測量等）について、その業務内容、業務の実施体制、事業費、機材の保有状況、測位信号の利用方法、職員の技術レベル、研修制度について情報収集・整理する。

２）電子基準点設置に関する情報整理

ア）電子基準点関係分野における上位計画の有無とその内容を確認し、本事業の位置づけ及び意義をレビューする。

イ）カンボジア国で使用されている測地系（測地系名称、準拠楕円体、原点位置、高さの基準、方位の基準）、一般的な単位系（メートル法、ヤード法）について情報収集・整理する。

ウ）既存の基準点の配置状況、管理状況について情報収集・整理する

エ）既存の地理情報（紙の地形図、デジタル地形図）の整備状況について情報収集する。

オ）当該国における電子基準点設置に関係する各種基準（測量法・測量作業規程、公共工事関係規程、電気・通信関係規程等）について、情報収集・整理する。

カ）電子基準点設置・運営に必要な情報（設置許可、基礎工事許可、樹木伐採許可、電気通信許可等）を収集・整理する。

（４）過去の類似案件及び他ドナー・国際機関の援助動向の調査

本事業に関連する我が国及び他ドナー・国際機関の援助動向、事業内容及び得られた課題・教訓等を確認し、本事業の計画策定に活用する。

（５）事業の実施・運営維持管理体制の確認

事業の実施機関であるGDCGの現状（組織体制、権限、人員体制、財務状況（最近3

⁴ 現時点で想定される電子基準点利活用のヒアリング先、想定される利活用方法についてプロポーザルで提案すること。

～5年間の予算状況等）、運営維持管理状況（技術水準含む）等）を調査し、本事業の実施機関として、また、その後の維持管理に向けて、体制等に問題がないか確認するとともに、必要に応じて改善策を提言する。

（６）サイト状況調査

本調査にて行う設計、積算について必要な精度を確保するため、資機材の整備状況に関する以下の調査を行う。

- 1) 既存機材の状況（稼動状況、故障の規模、利用状況、維持管理体制、電子基準点データ提供サービスの運用状況等）
- 2) 設置予定場所の状況（広さ、機材配置、空調、電力（停電対策含む）等）
- 3) 設置条件

（７）電子基準点等仕様の作成・合意

次の項目等を含む電子基準点等仕様（案）を作成し、先方実施機関等と同仕様に関する協議を行い、合意を得る。なお、設置場所の気候、高温多湿に耐える仕様とする。

- 1) 配点基準・配点計画
- 2) 電圧・電気周波数
- 3) 機器構成(GNSSアンテナ、GNSS受信機、通信装置、温度計、ヒーター、電源監視装置、パケット端末、傾斜計、UPS、バッテリー、付属標等)

（８）データセンター用機材等仕様の作成・合意

データセンター用機材（ソフトウェア、PC、サーバ等）等仕様（案）を作成し、先方実施機関等と同仕様に関する協議を行い、合意を得る。なお、カンボジアの気候、高温多湿に耐える仕様とする。また、既存施設があるため、データセンター用の建屋等施設建設は想定していないが、既存施設の床補強や空調施設整備等の必要性の有無についても念のため確認する。

（９）電子基準点の運営・維持管理体制の確認

本事業で設置された電子基準点の運営・維持管理体制・方法（各関係者の役割、人員体制、品質管理の実施時期、品質管理の実施項目及び各項目に係る手法等）を検討するとともに、留意事項を整理し先方政府と協議・確認する。

（１０）瑕疵範囲についての合意

電子基準点等の瑕疵の範囲及び瑕疵期間を類似プロジェクトの保証期間等を参照の上検討し、カンボジア政府と協議の上で合意する。

（１１）電子基準点データの提供計画の策定

設置された電子基準点の観測データや関連情報が、GDCGの事業で利用されるとともに、確実に提供・利用されるように、提供する測位サービス別に以下の内容を含む電子基準点データの提供計画を作成し、先方実施機関等と協議を行い、合意を得る。なお、軍事目的には使用しないことを確認する。

- 1) 提供する電子基準点データ等の内容と帰属
- 2) 提供範囲・対象

- 3) 電子基準点データ等の提供経路（販売箇所、販売方法）
- 4) 電子基準点データ等の価格（有償で配付する場合）
- 5) サービスレベル（サービス範囲、精度、アベイラビリティ（サービス範囲において精度を満足するサービスが提供できるための電子基準点の運用点数条件）、継続性（サービス範囲において精度を満足するサービスが提供できるための電子基準点の運用継続条件）、インテグリティ（サービス範囲において精度を満足できない状態になってから利用者にサービス障害情報を公開するまでの時間）等）
- 6) 電子基準点および配信データ公開サイト等におけるビジビリティ（我が国の支援あるいは基データが我が国の支援と分かるようにする等の方法）⁵

（12）その他機材計画の策定

その他機材計画における留意点は以下のとおり。

- 1) データセンター機材（含む必要なソフトウェア）の機能等の確認と、期待されるサービスレベルを先方との協議の上で機材の仕様・数量を確定し、機材計画を作成する。
- 2) カンボジア国の事情を考慮し、機材構成に影響を与えると考えられる事項（高温、多湿、防塵対策等）についても併せて確認する。
- 3) 既存の機材がある場合は、十分確認する。

（13）調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベルなど）

- 1) 国内外での電子基準点等の調達条件を収集し、本事業実施時の調達方針（案）を作成する（電子基準点等の経験事業の内容、現地業者従事者の経験年数等）
- 2) 必要となる資機材、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、輸送手法・費用、品質等）を調査する。
- 3) サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算にきわめて重要であるため、サブコンの類似業務の情報を収集・分析する。
- 4) 労務状況、労務関連法規を確認し、機材仕様や据付計画に反映させる。
- 5) 調達に係る関連法規について調査する。
- 6) 資機材の調達先（現地調達、第三国調達、本邦調達）について調査する。
- 7) 資機材の輸送経路、荷揚げ港における関税手続き、輸送梱包費等について調査する。
- 8) 現地代理店、メンテナンス、アフターサービス体制（保守契約含む）等について調査する。
- 9) 維持管理段階で必要となる部品の調達事情（現地代理店有無含む調達先、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費等）を確認し、現地にて運営維持管理が容易となるよう仕様に反映する。
- 10) 調達機材の使用環境（電源・通信の安定性、停電・通信遮断の発生状況等）を確認し、使用環境に応じた必要な対策を仕様に反映する。

⁵ 現時点で想定されるビジビリティについてプロポーザルで提案すること。

(14) 運営・維持管理体制にかかる調査および維持管理計画の策定

本事業の実施機関の人員配置計画、予算措置、運用・維持管理に関する技術的能力、財務状況、運営・維持管理にかかる費用等を確認したうえで、運営維持管理計画を検討する。

検討にあたっては、毎年必要な運営コスト(電力、通信費用を含む)、点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、本事業の運営・維持管理運営に必要となる費用、負担区分を検討・明示し、関係者の合意を得る。

特に、継続的・即応的な応急対策処置のための運営維持管理業務の担保に留意する。また、カンボジア全体の財政状況、情報通信関係予算配分状況、実施機関の人員・技術的能力も併せて調査し、適切な維持管理が行えることを確認し、必要があれば支援策についても検討する。

なお、維持管理費用を抑える機材仕様とすること等も検討⁶する。

(15) 事業内容の計画策定

これまでの調査結果及び発注者との協議踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計・積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)及び「同機材編(2019年10月)」、「設計業務等標準積算基準書」(国土交通省)及び「測量業務等積算資料」(国土地理院)を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取る。設計精度については入札に対応できる精度を確保する。

1) 事業内容の精査

本事業で調達する資機材(品目・仕様・数量)の精査を行う。特に、電子基準点等の仕様(規格)については上記第6条(7)の調査結果を踏まえるとともに、発注者とも十分に協議を行い決定する。

2) 基本計画(機材仕様)

現地調達事情、実施後の維持管理等を勘案し、設計方針を整理したうえで、本事業の基本計画(機材仕様)を検討する。また、据付が必要な機材を本基本計画に含める場合には、据付計画もあわせて策定する。機材の初期操作指導についても、基本計画に含める。

3) 機材仕様書(案)

4) 機材調達計画

以下の機材調達計画を作成する。

- ・ 計画方針(内容、数量)
- ・ 調達、輸送、基礎工事(筐体等を必要とする場合はそれを含む)、設置(通信回線接続等を含む)計画
- ・ 調達上の留意事項
- ・ 調達区分(先方負担工事との区分)
- ・ 調達管理計画
- ・ 品質管理計画

⁶ 現時点で想定される維持管理費用を抑える機材仕様等、維持管理費用の縮減方策についてプロポーザルで提案すること。

- ・ 初期操作指導内容
- ・ (調達業者による)運用指導内容
- ・ 実施工程計画

(16) 技術支援計画の策定

1) ソフトコンポーネントの検討

本事業で調達する電子基準点を効果的に活用するために、必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性について検討する。調査の中で運用・維持管理に関する技術的能力を確認し、ソフトコンポーネントとしての技術支援の実施に必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画書を作成する。ソフトコンポーネントについてはソフトコンポーネントガイドライン(2020年11月版)を参照する。第1回現地調査の後、現地調査結果概要の提出とあわせてソフトコンポーネント計画書も提出する。

ソフトコンポーネントに含まれる事項として現時点において想定している作業としては、実運用段階で各提供サービスがサービスレベルを満足するよう、電子基準点、データセンター及び各提供サービスの機材・ソフト等のチューニング作業がある。

2) その他の技術支援

事業の持続性確保の観点から、本成果を利活用した能力向上を目的とする支援のあり方、技術協力の素案等を検討、作成し、我方関係者に提示する。

(17) 相手国側負担事項の概要

相手国側負担事項の遵守について同国における過去の案件の実績を調査し、先方実施機関の能力が本事業の円滑な実施に不十分と判断される場合は、その対応策の検討、もしくは該当コンポーネントを無償資金協力の範囲外とすること等も検討する。

相手国側負担事項(便宜供与、電子基準点の運営・維持管理体制・人員、設置した電子基準点データの提供に必要な体制・人員等)のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、予算措置方法等について確認し、明確にする。また、同負担事項を実施するために必要な経費を算出し、先方政府と共有する。

先方政府で実施すべき業務が想定されるため、その内容についても整理を行い、その実施の確認を行う。その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。

これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。

なお、電子基準点は公共用地の一角での機材整備を想定しており、原則的に非自発的住民移転が生じないと見込まれるが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。

本調査において特に検討が必要な先方負担事項とその留意点は下記のとおり。

- 1) 電子基準点輸入・設置(基礎、通信回線、通信等を含む)に必要な許可の取得
- 2) 免税措置
- 3) 先方政府負担事項に係る予算確保
- 4) 電子基準点設置箇所・データセンター設置場所の確保
- 5) 電気配線の引込み
- 6) 通信回線の引込み

- 7) カウンターパートの配置と経費負担
- 8) 電子基準点・データセンター及び測位サービスの運営・維持管理に関する人員、体制整備
- 9) 納入後の維持管理・運営（機材の保守管理等の必要性、電子基準点の修理・更新方法・体制等を含む）

（18）税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのか等を詳しく調査する。その際、事前にカンボジア国内で過去5年程度に実施された無償資金協力の調査報告書などをレビューしておくことが望ましい。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、④付加価値税（VAT等）、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対してヒアリングを行い、免税情報を収集する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。

これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報はJICAカンボジア事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点でJICA事務所と協議し、JICA事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ずJICA事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめる。詳細は「免税情報調査項目レジュメ」を参照する。

（19）無償資金協力事業の説明

発注者にて無償資金協力事業の説明を行うが、適宜補足・支援を行う。特に実施段階でのBanking Arrangement (B/A) やAuthorization to Pay (A/P) の手続き、また、実施段階におけるProject Monitoring Report (PMR) による定期報告については先方実施機関に対し、十分な説明を行い、理解の促進を図る。

（20）概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」、「設計業務等標準積算基準書」（国土交通省）及び「測量業務等積算資料」（国土地理院）

を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取る。同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルの機材編を参照し、積算総括表を作成した上で、発注者に対しその内容を説明し、確認を得る。

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(2 1) 事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を再整理する。主な留意事項は以下のとおり。

- 1) 政治的環境の変化、人材の離退職等、本事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項があれば整理する。
- 2) 入札時の競争性確保の観点から、電子基準点にかかる協議結果を踏まえた本事業本体実施時の受注企業形態（①建設業者単独、②商社単独、③商社と建設業者のコンソーシアム等）について、必要な情報を収集し、検討する。
- 3) 調達された電子基準点の品質確保、工程管理、取得情報管理が確実に行われるよう、受注企業に必要となる入札参加資格要件を検討する。

また、概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(2 2) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、ソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(2 3) 事業の評価指標設定

事業の評価を開発援助委員会（Development Assistance Committee: DAC）の評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、事業完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する⁷（評価対象事業3年目に事後評価を実施するとともに、10年後（及び必要に応じ5年後）に計画の活用状況について調査予定である）。

⁷ なお、効果の測定にあたりベースラインの調査が必要となる場合には、プロポーザルに、その所要概算額も含めて提案する。定量的指標は、JICAとの協議の上、決定した上で調査の要否を判断するため、現時点において、本調査の見積もりへの反映や、同調査を想定した要員配置は行わないこと。

(24) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について発注者と協議する。

(25) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をカンボジア国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概算事業費を含む)。特に、事業実施における運営維持管理体制の整備など、相手国側による事業の技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策、相手国負担事項、非公開とすべき内容について十分説明・協議する。

協議の結果、準備調査報告書(案)(機材仕様書(案)を含む)の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じ事業全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(26) 準備調査報告書等の作成

カンボジア国政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書等の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 機材仕様書
- 3) 概要資料
- 4) 準備調査報告書
- 5) デジタル画像集(デジタル画像40枚程度を含む)
- 6) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版

第8条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本契約にかかる最終成果品は(5)～(10)とし、提出期限は2023年6月15日とする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

成果品	部数
(1) 業務計画書	和文3部
(2) インセプション・レポート	和文3部、英文13部(内、先方政府分10部)
(3) 現地調査結果概要	和文8部
(4) 準備調査報告書(案) (※機材仕様書(案)含む)	和文8部 英文15部(内、先方政府分10部)
(5) 概略事業費(無償)積算内訳書	和文2部
(6) 機材仕様書	和文3部 英文4部
(7) 概要資料 (※完成予想図を含む。)	和文1部
(8) 準備調査報告書 (※完成予想図を含む。)	和文(製本版)8部及びCD-R1枚 英文(製本版)16部及びCD-R3枚

	和文（先行公開・製本版）2 部及びCD-R1枚
(9) デジタル画像集	CD-R2枚（デジタル画像40枚程度）
(10) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版	英文3部
(11) 免税情報シート	Excelによる電子データ

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載する。

注2) (5) 概略事業費（無償）積算内訳書については「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」の機材編（2019年10月）を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2022年6月）」を参照する。

注3) (8) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公開・製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注6) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注7) デジタル画像集の収録内容については、全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況を収め、無償資金による事業が完了するタイミングでの機材設置状況との対比を行うことを想定し、既存施設・機材あるいは機材設置予定場所等の状況が明瞭となる写真を撮影する。なお、提出にあたっては、写真はjpg のファイル形式でCD-Rに格納し、所定の様式により「デジタル画像記録表」と併せて提出する。

プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	効率的なサイト調査方法	第6条 実施方針および留意事項 (7) 電子基準点の仕様の検討にあたっての留意事項 (c) 設置場所・配点計画 (P. 10) (g) 整備・設置計画 (P. 11)
2	複数の定量的指標、定性的指標	第6条 実施方針および留意事項 (8) 定量的指標の設定 (P. 11)
3	電子基準点利活用のヒアリング先、想定される利活用方法	第7条 業務の内容 (3) 事業の背景・目的・内容の確認、整理 1) 電子基準点利活用に関する情報整理 (P. 13)
4	電子基準点および配信データ公開サイト等におけるビジビリティ(我が国の支援あるいは基データが我が国の支援と分かるようにする等の方法)	第7条 業務の内容 (11) 電子基準点データの提供計画の策定 (P. 14)
5	維持管理費用を抑える機材仕様等、維持管理費用の縮減方策	第7条 業務の内容 (14) 運営・維持管理体制にかかる調査および維持管理計画の策定 (P. 15)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：電子基準点あるいは地形図作成にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／電子基準点機材計画

➤ 調達計画／積算

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5.10 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／電子基準点機材計画）】

- ① 類似業務経験の分野：電子基準点あるいは地形図作成にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：カンボジア国及び全世界
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【調達計画／積算】

- ① 類似業務経験の分野：調達計画／積算にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：カンボジア国及び全世界
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年9月中旬より国内事前準備を開始し、2022年9月下旬より現地調査を行う。現地調査後、国内解析を実施し、2023年2月下旬に概略設計概要説明、2023年3月中旬までに準備調査概要資料を、2023年6月上旬までに準備調査報告書（積算資料含む）を作成・提出する。

「第6条 業務の実施方針及び留意事項」の「(2) 計画内容の確認プロセス」を参照すること。

項目	2022				2023						
	年 9 月	10 月	11 月	12 月	年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	
(概略設計調査)											
事前準備	□										
現地調査 (OD)	■										
国内解析		▨									
概略設計ドラフト説明 (DOD)							■				
国内整理								□		□	
概略設計概要資料提出										△	
最終報告書提出										▲	

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約9.88人月（現地：5.83人月、国内4.05人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/電子基準点機材計画（2号）
- ② 電子基準点配点計画/利活用計画
- ③ データセンタ計画
- ④ 電子基準点設計/施工計画
- ⑤ 調達計画/積算（4号）

（3）現地再委託

本業務では現地再委託を想定していません。

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- なし

2）公開資料

- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>
- ODA 建設工事安全管理ガイダンス（2014年9月）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html
- JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）
<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

プレアビヒア州 プレアビヒア寺院遺跡周辺及び州都以外で且つ主要幹線道路（一桁・二桁国道）から離れた地域への渡航はJICAカンボジア事務所長承認となっている。電子基準点の配点想定位置が該当する場合には、サイト調査の際、必ずJICAカンボジア事務所と相談すること。

（7）業務主任者の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任者は、JICAからの総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（2）定額計上について

特になし

（3）外貨交換レートについて

JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

5. その他留意事項

特になし

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／電子基準点機材計画	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	4	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○○	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力： 調達計画／積算	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

地図



出典：JICA